

學大科法學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三第

論說

資本ノ概念

資本利子税設定ノ氣運

支那近代ノ戸口ニ就テ(一)

續正貨蓄積論

戸田博士ノ不換紙幣論ヲ讀ミテ

保險本質論(二)

雜錄

經濟雜誌第四

聯合諸國輸出入禁制ノ我國ニ及ボス影響ニ就テ

對露輸出品代金ノ支拂決濟ニ就キテ

經濟戰爭ト我貿易上ノ利害

現前ノ大戰爭ニ就テノ感想

乳兒死亡率ト出生率トノ關係

らぐれー「みる」學說ノ研究(二)

本多利明ノ經濟說ニ關シ本庄學士ノ教ヲ乞フ

米國ニ於ケル移民教育機關

補習教育義務ノ可否

法學博士 河上 肇

法學博士 神戶 正雄

文學博士 內藤虎次郎

法學博士 小川郷太郎

法學博士 福田 德三

法學士 小島昌太郎

法學博士 田島 錦治

法學博士 戸田 海市

法學博士 神戶 正雄

法學士 河田 嗣郎

米田庄太郎

文學士 高田 保馬

商學士 大塚金之助

法學博士 福田 德三

山本美越乃

法學士 財部 靜治

(載 轉 禁)

大正五年七月一日發行

資本金子税設定ノ氣運

神戸 正雄

緒言 (本問題注意ノ由來、説明ノ方法及順序)

第一段 資本金子税ノ概念 (一)名稱—獨佛英、(二)定義、(三)性質—收益税、所得稅的、(四)實例)

第二段 資本金子税設定ノ積極的根據

其一 時勢ノ進歩ト資本金子税ノ成育 (一)租稅一般ノ發達由來、(二)資本金子税發達ノ由來、(三)其ノ日本ニ存立セサル

事情)

其二 財政ノ需要ト資本金子税ノ重要 (一)資本金子税ノ財政必要ニ應スル能力、(二)歐洲、(三)日本)

其三 租稅ノ體系ト資本金子税ノ必要 (一)資本金子税ノ收益税中ノ地位、(二)日本ニ於ケル其必要、(三)資本金子税ト他

税トノ關係)

第三段 資本金子税設定ノ消極的根據

其一 資本金子税ト資本顯逐 (一)非離、(二)離散)

其二 資本金子税ト轉嫁關係 (一)非離、(二)離散)

其三 資本金子税ト收稅困難 (一)非離、(二)離散、(三)直接及間接徵收法)

結論 (全文ノ要旨)

緒言

論說 資本金子税設定ノ氣運

第三卷 (第一號 二七)

二七

近世經濟組織ハ資本家の經濟組織デアアル。此組織ニハ利益モアルガ、弊害モ少カラヌ。之ヲ變形シ改造スルコトハ諸多ノ思想家ノ希望スル所デアリ、又實際ノ政治ノ追々ニ實現スル所デアアルガ、其事業ガ學者ノ理想トスル所ニ到達スルコトハ前途遼遠デアアル。之ガ根本的的改革ハ暫ラク措キ、財政ノ手近カナ所デ、此資本勢力ヲ調整スル爲メニハ、此ニ向シテ比較的的重キ租稅負擔ヲ課スルコトヲ至當トスル。然ルニ實際特ニ我邦ナドニテハ恰カモ此ガ宥恕セラレテ居ル。不都合トイハナケレバナラス。是レ吾人ガ本問題ニ注意スル所以デアアル。

初メ本文ヲ網羅的且ツ精密ナル研究トスル積リデ執筆シ出シタガ、雜誌論文トシテハ餘リ長クナツテ數號ニ亘ルノハ適當デナイト感ジタカラ、茲ニ本號限りノ短文トシテ本問題ノ要點ヲ説クニ止ムルコトトスル。即チ茲ニハ主トシテ資本金子税ノ設定サルヘキ理由ヲ述ブル。其ニハ先ツ其積極的ノ理由ヨリ説イテ、更ラニ消極的の理由ニ及ブ。但シ此設定理由ヲ説ク前ニ本税ノ概念ヲ述ブルヲ必要ト信ズルカラ、先ヅ以テ之カラシテ説キ起コスコトトスル。

第一段 資本金子税ノ概念

(一) 名稱 資本金子税ナルモノハ(5)獨逸文書ニハ普通ニ Kapitalrenten-steuer トシテ知ラレテ居ル。併シ之ヲ表ハスヘキ異名ハ頗ル澤山アル。例之(1) Kapitalsteuer (之ヲ使用スルモノハふをつ

け、わぐな一、しえふれ一、らう、へるふえりつひ、匿名政治家¹¹⁾ (2) Zinsrentensteuer (之ヲ使用ス
 ルハふなつけ、れ一あ、らう、匿名政治家¹²⁾ (3) Zinssteuer (之ヲ使用スルハふあしふあ一、しえふ
 れ一)¹³⁾ (4) Leihzinssteuer (之ヲ使用スルハえーべるひ、わぐな一)¹⁴⁾ (5) Darlehenssteuer (之ヲ使用
 スルハふあしふあ一、ちんぶえんばつは、匿名政治家¹⁵⁾ (6) Kapitalzinssteuer (えーべるひ)¹⁶⁾ (7)
 Kapitaleinkommensteuer (ふあしふあ一)¹⁷⁾ (8) Steuer von Kapitalgewinn (ぐるあうす)¹⁸⁾ 如キデアル。
 (9) 佛、蘭、西文書テハ獨逸流ノ Les impôts sur les intérêts du capital, ou sur les revenus du capital¹⁹⁾ ト
 イフ詞モ行ハルルガ、佛國ノ實際ニ基キタ L'impôt sur le revenu des valeurs mobilières²⁰⁾ トイフ詞
 ガ等ト通用キラルル。(ハ) 英書ニテハ、Tax on interest,²¹⁾ Capital tax,²²⁾ Tax upon the interest of mo-
 ney,²³⁾ Tax on profit,²⁴⁾ Tax upon profits²⁵⁾ 等カ行ハルル。

- 1) Vocke, Ueber Kapitalrentenbesteuerung mit besonderer Rücksicht auf Bayern, in Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft. 24. Bd. 1868. S. 56. Helferich, Ueber die Einführung einer Kapitalsteuer in Baden, in derselben Zeitschrift. 3. Bd. 1846 S. 291. Wagner, Finanzwissenschaft. 2. Aufl. II. S. 529. Schäffle, Steuern. Besonderer Teil. S. 193. Rau, Grundsätze der Finanzwissenschaft. 5. Aufl. II. S. 147. Staatsmann a. D., Finanzwissenschaft. 1863. Lpz. S. 23).
- 2) Vocke, Ueber Kapitalrentenbesteuerung, in a. a. O. S. 56. Lehr, Kapitalisierungssteuer, Zinsrentensteuer und Depo-
 sitbesteuerung, in Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft. 33 Bd. 1877. S. 193. Rau, a. a. O. S. 147.
 Staatsmann a. D., a. a. O. S. 249.

- 3) Pfeiffer, Staatsannahmen II. S. 229. Schäffle, a. a. O. S. 193.
- 4) Eheberg, Finanzwissenschaft. 9 Aufl. S. 243. Wagner, a. a. O. S. 529.
- 5) Pfeiffer, a. a. O. S. 239. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 239. Umpfenbach, Finanzwissenschaft. S. 250.
- 6) Eheberg, a. a. O. S. 245.
- 7) Pfeiffer, a. a. O. S. 229.
- 8) Bergius, Grundsätze der Finanzwissenschaft. S. 265.
- 9) Nitti, Principes de science des finances. p. 463.
- 10) Nitti, l. c. p. 461.
- 11) Leroy-Beaulieu, La science des finances. 5^{éd.} p. 391.
- 12) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 453.
- 13) Bastable, l. c. p. 454.
- 14) Adam Smith, Wealth of nations. Bk. V. ch. II. Pt. 2. Art. 2.
- 15) Mill, Principles of political economy. Bk. V. ch. III. § 3.
- 16) Adam Smith, l. c.

(二) 定義 資本金子税トハ貸付資本特ニ貨幣的資本ノ收益ニ對スル租税デアル。別言スレハ資本ノ貸付ヨリ生ズル利子ニツキ資本所有者ニ課スル税デアル。其資本ニハ慣例上人人間ノ貨幣貸付ノ其バカリデナク、貨幣經濟交通ニ於ケル總テノ放資ヲ含ンデ居ル。即チ預金利子、貸付金利子、國及其他ノ公債、社債ノ利子、法人收益ノ配當、終身及定期年金、無利息債權(手形、大藏省證券、富札附債券)ニ隱レタル利子等ニ課スルコトトナル。(註) 實際ニハ此ガ他ノ收益税ノ處デ課

セラレテ、此税ニテ課セラレザルコトモアリ得ル。(註三) 其ハ課税ノ便宜カラ來ル。

(註一) 此解説ニツイテハ參照、尙ホばいゝるん法ニテハ其收益ヲ資本財産ヨリ生ズル貨幣及貨幣價值ニ於ケル收益ト定義シテ居ル。又法文ニ三種ノモノヲ稱ゲテ居ルガ、其ハ網羅的デハナク、例示的デアルトイフコトデアル。(17)

(註二) 例之ばいゝるん法ニテハ或營業ノ經營ニ於テ、特ニ其營業上ノ運轉資本ヨリ生ズルトキハ營業税ニ於ケル營業收益ニテ計算サルルコトトナル。(18)

(三) 性質 (イ) 此税ハ名稱カライフテモ資本税ト稱セラルルコトモアル位デ、課税方法トシテモ資本額ニ税率ヲ適用サルルコトモアル。例之前ノばいゝでん、へつせん法ノ如シ。併シ資本利子ヲ課税標準トスルノガ通例デアリ、其ノ資本額ニ課税シタ場合ト雖モ、趣意ハ資本利子ニ課スルトイフニ在ツタ。財産税トハ異リ、全ク收益税デアル。(ロ) 斯ク此税ハ收益税デハアルガ、物體ニノミヨラズ主體ニモヨリ、間々人的給付能力ナドヲ多少斟酌スル所カラ、所得稅的、收益税トカ特別所得税トカイハルル位デアル。(註四) 然シ之アルノ故ニ之ヲ以テ收益税デナイトイフ(註四)ノハ過ギテ居ル。所得税トハ異ツテ或財源カラ出ツル所ニ就イテ課スルモノデアル。

(註三) へつけるハ他ノ處ニ於テ、此税ハ形式ニテハ收益税デアアルガ、事實上ハ特別所得税デアルト曰ツテ居ル。(19) 亦々此税ハ一部所得税トイフヘキモノデアアルトイフテ居ル。(20)

(註四) くらいんうえびたハ此税ハ收益税ノ體系中ニハ絕對ニ加ヘラルヘキモノテナイトイフテ居ル。(21) (四) 實例 本税ノ行ハルル範圍ハ必ズシモ廣イトハイヘナイ。其ノ之ヲ實施スルハ佛、露、奥、

ばいゝるん、グゆるてんべるひ、えるぎするーとりんげん、あんはると、ざくせんあるてんぶる

17) Heckel, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. I. S. 317. Eheberg, a. a. O. S. 243. 245. Comad Grundriss. III Teil. Finanzwissenschaft. 2 Aufl. S. 54.
18) Kössler, Kapitalrentensteuergesetz vom 14 August 1910 sowie Einführungsgesetz. S. 1. 19) Merzbacher, Die bayerischen Steuergesetzen. S. 204.
20) Eheberg, a. a. O. S. 245. 21) Kössler, a. a. O. S. 2. 22) Heckel, a. a. O. S. 317. 23) Heckel, a. a. O. S. 313-4. 24) Heckel, a. a. O. S. 320.
25) Vock, Abgaben, Auflagen und die Steuer. S. 454. 26) Kleinwächter, Zwei steuertheoretische Fragen, in Finanz Archiv. III Bd. S. 548.

ぐ、めくれんぶるひ等デアル。⁽²⁷⁾

第二段 資本金子税設定ノ積極的根據

其一 時勢ノ進歩ト資本金子税ノ成育

資本金子税ハ時勢ノ產物デ、時勢ノ進歩ハ愈々之ガ設定ヲ促ガス。⁽¹⁾凡ソ租税ナルモノハ一般、財政事項ト共ニ、時勢ノ進歩ニ伴レテ變遷スル。租税ハ畢竟時ノ經濟社會ノ反影デアル。經濟組織ノ複雑トナルニ伴ツテ租税モ亦タ複雑トナル。人頭税ヤ地租ガ先ツ發達シ、後次第ニ諸多ノ租税ヲ産ミ出シタノデアル。資本金子税亦タ斯カル過程ノ一現象トシテ生レ出タモノデ、經濟社會ノ或程度ノ發達ヲ遂ゲタ後ニ發生スヘキモノデアル。勿論其萌芽ト認ムヘキモノハ夙ニ發生シテ居ツタガ、⁽²⁾近代ノ意義ニ於ケルモノハ餘程後レテ、漸ク十九世紀ノ中頃以來ノ發達ニ屬スル。⁽³⁾此ガ發達シタノハ畢竟スルニ農業時代ガ去ツテ商工時代信用時代ガ來リ、資本ノ力ガ益々重キヲ加フルコトトナツテ貸付資本金子ガ獨立ノ所得分科トナリ、⁽⁴⁾資本家的經濟組織ガ發達シテ、資本家ノ發展ト之ニ對スル勞働者ノ對立ガ明確トナリ、⁽⁵⁾更ニハ企業者ニ對スル資本家ノ對立ガ明確トナル。⁽⁶⁾ニ伴レタノデアル。然レバ資本金子税ハ最新シキ税ノ一トイフテ良イ。⁽⁷⁾は、日本ニテ此ガ未ダ成立シテ居ラヌ。⁽⁸⁾ノハ畢竟日本ニテ地租ガ尙ホ割合ニ重キヲ成スト均

(27) Heckel, a. a. O. S. 320-322. Ebeberg, a. a. O. S. 250-252.

シク、日本ノ經濟發達度、後レテ居ルコトヲ示メス。尤モ何レノ國ニテモ本税ノ成立スヘキ時機ニ達セルニ拘ラズ此ガ成立シ居ラズトセバ、其ハ本税ノ實行上ノ困難モ多少ハ與カツテ居ラウガ、又夫ノ資本家ノ勢力、又ハ資本家的精神ガ立法部ニ於テ之ガ成立ヲ喰止ムルノニモ困ルノデ、^{註十三}恰カモ其採用セラレザルノガ、之ヲ採用スヘキ必要ノ存スル所デモアル。日本ニモ亦之ヲ認ムルコトガ出來ル。

(註五) 本税ノ萌芽ハ今日ホドニ明確ナラザル形ニテ夙ニ發達シテ居ル。例之、佛蘭西ノ革命時代ニ地租ニ對立シテ發達シタル動産税ガ此税ノ第一ノモノトモイヘル。併シ此ハ實ハ屋賃ヲ標準トシテ課シタモノデ、之ニヨリ各人ノ經濟ノ内部ニ立入ラズシテ土地以外ノモノヨリ生ズル收益、隨テ動産ヨリノチ、人的努力ヨリノト共ニ課税セントシタノデアル。²⁸⁾尤モ此屋賃カラ資本收益ヲ確知スルノ考ハ間モナク拋棄サルルコトトナツタ。²⁹⁾又ばいえるん一八一四年ノ家族税モ各種ノ家族、隨テ所得ヲ十部ニ分ツテ課税シ、其第六部ガ資本利子税デアツタ。³⁰⁾孰レニシテモ資本利子税ハ古クハ他ノモノト一緒ニナツテ、獨立ノ租税トナルニ至ラナカツタ。

(註六) 斯ク資本利子税ガ他ノモノト合體シテ居タノガ、一八四〇年代ニ入ツテ初メテ分離獨立ノ氣運ニ向ツタノデアル。³¹⁾
 (註七) 斯ク獨立ナル資本利子税ノ發達スルコトトナツタノニハ時代思潮、財政技術上ノ理由、財政收入必要ノ増加、特ニ軍事及公債ノ爲メ)ノ外ニ、國民經濟上ノ理由ガアル。即チ十九世紀ノ上半ニハ獨逸ニテハ貸付資本利子ノ收入ハ抵當貸ノ利子ノ外ニハ大ナル重要ナ有シナカツタノガ、其中頃以來所得ノ獨立ノ分科トナリ、而シテ精巧ナル租税技術ガ此國民經濟上ノ發達ニ伴フテ此ニ對スル獨立ノ税ヲ生ズルコトトナツタノデアル。³²⁾又いべるひハ曰ク、此税ニハ諸多ノ困難アルニ拘ラズ、動的資本ノ經濟上ノ重要ガ愈々大トナリ、利子所得ガ國民所得ノ愈々大ナル部分ヲ成スニ伴フテハ、愈々之ヲ實行スル必要ガ切實トナルト。³³⁾わぐな一モ亦曰ク、信用經濟ノ大ナル發達以前ニハ此税ノ必要ハナカツタ。³⁴⁾

28) Heckel, a. a. O. S. 314. 29) Heckel, a. a. O. S. 315. 30) Heckel, a. a. O. S. 315. 31) Heckel, a. a. O. S. 316. 32) Heckel, a. a. O. S. 316. 33) Eheberg, a. a. O. S. 247. 34) Wagner, a. a. O. S. 530.

(註八) まちいハ曰ク、世ノ推移ト共ニ、金力權者ノ勢力ヲ增長シタルニ對シ、勞働力カ此支配的ナル金力ニ向ツテ反抗セシトスルガ故ニ、資本ニ課税シテ此等ヲ緩和スルヲ政治上得策トスル³⁵⁾

(註九) 此點ナすといハ最高調シテ居ル。彼ハ企業資本ト利殖資本トノ區別ヲ重視シ、此二モノノ區別ガ一八四八年以來社會政策的觀察點ヨリ重要トナリ、前者ニアツテハ人の勞働ガ基礎トナツテ、後者ニ於ケル利子ハ勞働ナキ所得デアルトイッテ居ル。彼ハ之ニツキ更ニ論歩ヲ進メテ曰ク、企業資本ヨリノ所得ハ營利デアアルガ、貸付資本ヨリノ所得ハ一ノ收入ニ過ギナイ。斯クテ前者ニ對スル課税ハ營利税(Einkommensteuer)トナリ、後者ニ對スル課税ハ營利税體系トハ全ク獨立シタル資本金子税トナラナケレバナラス。又而カナツタト、此資本主ノ無勞働又ハ怠慢トイフコトニハ特別ノ意義ガアル。ろつしあーハ曰ク、此税ガ收益税ノ一要素ト見ララルコトトナツタノハ、財政上ノ必要、租税公正ノ盡力ノ外ニ、怠慢ナル利殖者ニ對スル反感ニヨルデアルト。³⁶⁾

(註一〇) へつげるハ曰ク、沿革上カラ見テモ、租税技術上カラ見テモ新シイ(功權ナル)税トイツテ其イト。³⁷⁾

(註一一) 日本ニモ地方税ニハ貸金税ガ群馬、宮城、岩手等ニアル。固ヨリ完全ナル資本金子税デハナイ。³⁸⁾

(註一二) えいべるハ此税ノ採用ノ躊躇セラルル理由ノ一トシテ資本家銀行家等ノ立法部ニ對スル勢力ヲ擧ゲテ居ル。³⁹⁾

其二 財政ノ需要ト資本金子税ノ重要

財政ノ需要ハ勢ヒ資本金子税ニ依頼セザルヲ得ザラシムル。(イ)近世國家ハ何處モ年々歳々其經費、膨脹ヲ感ズル。而シテ資本金子税ハ恰カモ世ノ進歩ニ伴レ、益々其收入ノ増進スル特質ヲ有ス。(註十三) 隨テ此税ハ近世財政ノ要求ニ應スル資格アリトイフテ其イ。(ロ)特ニ此度ノ大戰爭ハ歐洲ノ重ナル國々ニ對シテ財政ノ異常ナル膨脹ヲ齎ラスヘキモノデ、之ニ應ズル爲メニハ各國トモ新財源ノ詮索ニ腐心スルコト疑ヲ容レナイ。隨テ彼等ニ於テハ勢ヒ此税ニモ依頼シ、既ニ之アル

35) ct. in Helferich, a. a. O. S. 296.

36) Stein, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. 5. Aufl. II Teil 2. Abt. S. 132.

37) Stein, a. a. O. S. 133-4.

38) Roscher, System der Finanzwissenschaft. 5. Aufl. I. S. 493.

39) Eheberg, a. a. O. S. 244.

40) Heckel, a. a. O. S. 313.

41) 拙文「雜種税ノ分析及整理」(經濟論叢本年四月號10頁)

42) Eheberg, a. a. O. S. 244.

ハ之ヲ加重シ、之ナキハ之ヲ設定スルコトトナラウ。(は)日本ニアツテハ未ダ之ガナイカラ、將來ノ財政需要ハ之ニヨツテ充タスヘク、之ヲ將來ノ一財源トシテ研究シ置クコトガ適當デアラウ。幸ニシテ此戰爭ノ爲メニ直接増税ノ必要ニハ迫ラレナカツタガ、此戰爭ノ始末ニヨツテハ之ガ大必要ニ接スルカモ知レナイ。夫ノ年來ノ懸案タル海軍充實案ノ如キモ或ハ一日ヲ緩ウスヘカラザルモノガモ知レナイ。特ニ此海軍充實又ハ擴張ナルモノハ寧ロ資本家ニ一層多大ナ利益ヲ與フヘキモノデアルトイフ點カラシテモ、其財源ヲ資本課税ニ求ムルヲ穩當トスルコトトナル。(註十四)或ハ一派ノ人々ハ近頃、地方疲弊ノ救済、地方負擔ノ輕減トイフ趣意カラ、教育費ノ國庫支辨擴張ヲ唱フルガ、此ガ一刻ヲ爭フホドノ急ナ案件カハ疑ハシイケレドモ、一ノ必要ニハ相違ナイ。此ト資本利子税ト直接聯絡ハナイガ、既ニ苟クモ此費用カ認メラレテ、而モ別ニ適當財源ナシトイフナラバ、之ガ爲メニモ資本利子税ノ如ク適當ナルモ尙ホ未成ナルモノヲ起スコト、毫モ妨グハナイ。(註十五)

(註一三) 此税ガ年々規則正シク増收ヲ生ズルコトハ左表ニヨツテ明カデアアル。第二第三表ニヨツテハ、他ノ收益税ニ比シテモ其増收ノ勢ノ一層大ナルコトヲ見ル。

(第一表) しゃんつがばいえるんノ資本利子税収額ニツキテ報告セルモノ。⁴³⁾

一八八一	二五七、	一八八八	四四九、
一八八二	二五七、	一八九五	四四九、
一八八三	二五七、	一九〇二	四四九、
一八八四	二五七、	一九〇九	四四九、
一八八五	二五七、	一九一六	四四九、
一八八六	二五七、	一九二三	四四九、
一八八七	二五七、	一九三〇	四四九、
一八八八	二五七、	一九三七	四四九、
一八八九	二五七、	一九四四	四四九、
一八九〇	二五七、	一九五一	四四九、
一八九一	二五七、	一九五八	四四九、
一八九二	二五七、	一九六五	四四九、
一八九三	二五七、	一九七二	四四九、
一八九四	二五七、	一九七九	四四九、
一八九五	二五七、	一九八六	四四九、
一八九六	二五七、	一九九三	四四九、
一八九七	二五七、	一九〇〇	四四九、
一八九八	二五七、	一九〇七	四四九、
一八九九	二五七、	一九一四	四四九、
一九〇〇	二五七、	一九二一	四四九、
一九〇一	二五七、	一九二八	四四九、
一九〇二	二五七、	一九三五	四四九、
一九〇三	二五七、	一九四二	四四九、
一九〇四	二五七、	一九四九	四四九、
一九〇五	二五七、	一九五六	四四九、
一九〇六	二五七、	一九六三	四四九、
一九〇七	二五七、	一九七〇	四四九、
一九〇八	二五七、	一九七七	四四九、
一九〇九	二五七、	一九八四	四四九、
一九一〇	二五七、	一九九一	四四九、
一九一一	二五七、	一九九八	四四九、
一九一二	二五七、	一九〇五	四四九、
一九一三	二五七、	一九一二	四四九、
一九一四	二五七、	一九一九	四四九、
一九一五	二五七、	一九二六	四四九、
一九一六	二五七、	一九三三	四四九、
一九一七	二五七、	一九四〇	四四九、
一九一八	二五七、	一九四七	四四九、
一九一九	二五七、	一九五四	四四九、
一九二〇	二五七、	一九六一	四四九、
一九二一	二五七、	一九六八	四四九、
一九二二	二五七、	一九七五	四四九、
一九二三	二五七、	一九八二	四四九、
一九二四	二五七、	一九八九	四四九、
一九二五	二五七、	一九九六	四四九、
一九二六	二五七、	二〇〇三	四四九、
一九二七	二五七、	二〇一〇	四四九、
一九二八	二五七、	二〇一七	四四九、
一九二九	二五七、	二〇二四	四四九、
一九三〇	二五七、	二〇三一	四四九、
一九三一	二五七、	二〇三八	四四九、
一九三二	二五七、	二〇九五	四四九、
一九三三	二五七、	二一〇二	四四九、
一九三四	二五七、	二一〇九	四四九、
一九三五	二五七、	二一一六	四四九、
一九三六	二五七、	二一二三	四四九、
一九三七	二五七、	二一三〇	四四九、
一九三八	二五七、	二一三七	四四九、
一九三九	二五七、	二一四四	四四九、
一九四〇	二五七、	二一五一	四四九、
一九四一	二五七、	二一五八	四四九、
一九四二	二五七、	二一六五	四四九、
一九四三	二五七、	二一七二	四四九、
一九四四	二五七、	二一七九	四四九、
一九四五	二五七、	二一八六	四四九、
一九四六	二五七、	二一九三	四四九、
一九四七	二五七、	二二〇〇	四四九、
一九四八	二五七、	二二〇七	四四九、
一九四九	二五七、	二二一四	四四九、
一九五〇	二五七、	二二二一	四四九、
一九五一	二五七、	二二二八	四四九、
一九五二	二五七、	二二三五	四四九、
一九五三	二五七、	二二四二	四四九、
一九五四	二五七、	二二四九	四四九、
一九五五	二五七、	二二五六	四四九、
一九五六	二五七、	二二六三	四四九、
一九五七	二五七、	二二七〇	四四九、
一九五八	二五七、	二二七七	四四九、
一九五九	二五七、	二二八四	四四九、
一九六〇	二五七、	二二九一	四四九、
一九六一	二五七、	二二九八	四四九、
一九六二	二五七、	二三〇五	四四九、
一九六三	二五七、	二三一二	四四九、
一九六四	二五七、	二三一九	四四九、
一九六五	二五七、	二三二六	四四九、
一九六六	二五七、	二三三三	四四九、
一九六七	二五七、	二三四〇	四四九、
一九六八	二五七、	二三四七	四四九、
一九六九	二五七、	二三五四	四四九、
一九七〇	二五七、	二三六一	四四九、
一九七一	二五七、	二三六八	四四九、
一九七二	二五七、	二三七五	四四九、
一九七三	二五七、	二三八二	四四九、
一九七四	二五七、	二三八九	四四九、
一九七五	二五七、	二三九六	四四九、
一九七六	二五七、	三三〇三	四四九、
一九七七	二五七、	三三一〇	四四九、
一九七八	二五七、	三三一七	四四九、
一九七九	二五七、	三三二四	四四九、
一九八〇	二五七、	三三三一	四四九、
一九八一	二五七、	三三三八	四四九、
一九八二	二五七、	三三九五	四四九、
一九八三	二五七、	三三〇二	四四九、
一九八四	二五七、	三三〇九	四四九、
一九八五	二五七、	三三一六	四四九、
一九八六	二五七、	三三二三	四四九、
一九八七	二五七、	三三三〇	四四九、
一九八八	二五七、	三三三七	四四九、
一九八九	二五七、	三三四四	四四九、
一九九〇	二五七、	三三五一	四四九、
一九九一	二五七、	三三五八	四四九、
一九九二	二五七、	三三六五	四四九、
一九九三	二五七、	三三七二	四四九、
一九九四	二五七、	三三七八	四四九、
一九九五	二五七、	三三八五	四四九、
一九九六	二五七、	三三九二	四四九、
一九九七	二五七、	三三九九	四四九、
一九九八	二五七、	三四〇六	四四九、
一九九九	二五七、	三四一三	四四九、
二〇〇〇	二五七、	三四二〇	四四九、

43) Schanz, Ein Wort zur bayerischen Kapitalrentensteuer, in Finanz Archiv. 21 Bd. S. 696.

(第二表) 獨逸各邦(帝國ヲ除ク)ノ重ナル營利稅收額(單位千馬克)

1888	1891	1901	1911	1921
1891	1901	1911	1921	1931
1901	1911	1921	1931	1941
1911	1921	1931	1941	1951

(第三表) 佛國ノ重ナル營利稅收額(單位千法郎)

1891	1901	1911	1921	1931
1901	1911	1921	1931	1941
1911	1921	1931	1941	1951
1921	1931	1941	1951	1961

イノコトガ明確ニイヒ得ルガ、日本デアルト、之ニヨリ國域テ外ニ振ルコトガ、労働者ノ國外移住ヲ容易ト爲シ、彼等ノ外國ニテ排斥サルヲ除去シ、以テ彼等ノ利益ヲ計ルモノ也トモイヒ得ル。併シ所詮此方ハ世界ノ大勢カラ見テ當分ノ處容易ニ目的ヲ達スルコトガ出來ズ、海軍擴張ニコツテ唯々資木家ノ國外發展ダケガ確カニ一層容易トナリ、國內ニテモ之ガ爲メニ資木家ノ富チ増殖スル機會が一層多クナルコトニヨリテ、大體資木家ノ利益ヲ一層多ク増スモノトイフ方ガ正シイ。或ハ此海軍補充計畫ノ財源ハ四年度剩餘金、六年度自然増收、軍艦譲渡代金等テ十分得ラルルトイフ説モアル⁴⁴⁾ガ、此等ハ多ク一時の財源テ、長期ニ亘ル財源トシテハ不十分デアル。

(註一四) 尤モ此點ニツイテハ白人國ト日本トテハ趣ノ異ルモノガアル。白人國テハ軍備擴張トハ資木家ノメニスルモノトイフコトガ明確ニイヒ得ルガ、日本デアルト、之ニヨリ國域テ外ニ振ルコトガ、労働者ノ國外移住ヲ容易ト爲シ、彼等ノ外國ニテ排斥サルヲ除去シ、以テ彼等ノ利益ヲ計ルモノ也トモイヒ得ル。併シ所詮此方ハ世界ノ大勢カラ見テ當分ノ處容易ニ目的ヲ達スルコトガ出來ズ、海軍擴張ニコツテ唯々資木家ノ國外發展ダケガ確カニ一層容易トナリ、國內ニテモ之ガ爲メニ資木家ノ富チ増殖スル機會が一層多クナルコトニヨリテ、大體資木家ノ利益ヲ一層多ク増スモノトイフ方ガ正シイ。或ハ此海軍補充計畫ノ財源ハ四年度剩餘金、六年度自然増收、軍艦譲渡代金等テ十分得ラルルトイフ説モアル⁴⁴⁾ガ、此等ハ多ク一時の財源テ、長期ニ亘ル財源トシテハ不十分デアル。

(註一五) 尤モ此資本金子税ノ外ニ確實ナル新財源ナシトハイハナイ。交通税中ノ相續税ノ増徴、土地増價税ノ新設ナドモ

44) Herrmann, Das Besitzsteuerproblem in Deutschland und in Frankreich in seiner heutigen Lösung, S. 138.
 45) Herrmann, a. a. O. S. 137. 46) 時事新報本年六月二日記事

此ノ如キモノトシテ舉グルコトが出来ル。消費税中ニハ廣告税、電燈税、清涼飲料税、船税ナドノ新説モ其ク、絹織物、二等通行税ノ増徴モ可デアラツガ、蠶專賣、三等通行、木綿織物、石油税等ノ廢減スヘキモノモアラツカラ、消費税全體トシテ増收ナ期スルコトハ出来ナイ。其他ニハ減債基金ガ利用シ得ル。日露戰爭後ノ當時ニハ、日本ノ國債ガ其國當ニ比例シテ、外國ヨリモ過大トイフヘキデアツタカラ、此基金テモナケレバ日本國債ノ信用ヲ維持スルコトガ困難デアリ、隨ツテ此基金ガ必要デアツタノガ、此度ノ大戰争ニヨリ歐洲諸大國ノ國債ノ方ガ却ツテ日本ノヨリモ過大トナツタカラ、日本トシテハ減債基金ニヨリ巨額ニ爲スコトナク、單ニ年々ノ財政ノ都合ニヨリ爲ス、特ニ決算上ノ剩餘金チ之ニ向クル位ニシタラ真カラウト思フ。此處カラモ一ノ財源ガ得ラルル。

其三 租税ノ體系ト資本利子税ノ必要

資本利子税ガ租税體系ニ絕對ニ必要ナモノトハイヘナイガ、收益税體系ノ租税中ニハ是非トモ之ガナケレバナラス。(註十五)固ヨリ一國ノ租税制度ニ收益税ヲ探ラヌコトモ出来ル。(註十七)斯カル實例モアルガ、既ニ之ヲ探ル以上ハ、資本利子税ヲ備エナケレバナラス。(三)日本ノ國稅デハ所得稅ト地租營業稅トヲ結付ケテ直接稅體系ヲ構成シ、即チ收益稅ヲモ採用シタ以上ハ、而モ其中ノ地租收入ガ非常ニ大デ實際上此收益稅ヲ廢除スルコトノ困難ナル以上ハ、他ノ收益稅特ニ家屋稅及資本利子稅ヲ採用シテ、收益稅隨テ全直接稅體系ヲ完全ナルモノトシナケレバナラス。家屋稅ノ方ハ地方稅ニ多少行ハレテ居テ、國及地方ノ全體ノ租稅負擔カラ見レバ、家屋所有者ノ負擔モ多少之アル譯デアルガ、資本利子稅ニ至ツテハ地方稅トシテモ極少數ノ處ニ而モ不完全ナル形ニ

テ存スルニ止マルカラ、資本主ノ負擔ハ特ニ過小タルヲ免レヌ。是非トモ負擔公平ノ見地カラ、
〔註〕資本主負擔ノ特段ナル税ヲ設ケナケレバナラヌ。均シク收益税ニテモ勞働收益税ダケハ、所得税ガ地方ニアツテ全所得ニ課税スル以上ハ、之ヲ缺クコトガ出來ル。其ハ資産所得勤勞所得差等課税ノ趣意カラ來テ居ルガ、同趣意カラスルト、資本收益ノ方ハ純物的ノモノトシテ、土地家屋收益ト共ニ、純人的ナル勞働收益ヨリ重キハ勿論、人的物的ナル營業收益ヨリモ重ク課税スヘキモノデアル。然ルニ營業收益ニ課税シツツ、資本收益課税ヲ等閑ニスルハ當ヲ得ナイ。(ハ)斯クテ收益税ト所得税トヲ併行サスル以上ハ、所得税デハ種別課税ヲ廢止シテ、人ヲ中心トシテ凡ヘテノ方面ヨリ之ニ入り來ルモノヲ纏メテ、其人的事情ヲ考察シテ課税スベキモノデアル。即チ法人所得公社債利子所得ノ如キハ此資木利子税ノ處デ課税セラルルノ外、別ニ所得税ノ處デ他ノ種ノ所得ト一緒ニ課税セラルヘキモノデアル。或ハ既ニ此法人所得ガ所得税ニテ課税セラルルトシテ、此ハ多クハ營業税ノ處デモ課税セラルルコトトナルカラ、最早資木利子税ノ處デ課税セラルルニ及バナイ、之ヲ課スルコトトナルト、同一物ニツキ營業税ト資木利子税ト二ノ收益税ヲ課スルコトトナル、其ハ重復課税デアルトイフモノガアリ得ル。(註)即チ之ニ關シ所得税ト資木利子税トハ性質ノ異ツタ税デアルカラ、重復モ差支ナシトシテ、資木利子税ト營業税トハ均シク收益税デアルカラ、同一物件ニツキ二ノ收益税ヲ課スルノハ避クヘキ重復税デアルトモイハルルガ、併シ

此場合ニ於テ營業稅ト資本利子稅トハ納稅義務者又ハ租稅主體ノ人格ガ別デアルカラ、所謂重復課稅トシテ避クルニハ及バナイ。營業稅ノ方ハ法人ノ處デ、他ノ自然人等ト對等ノ營業上ノ競爭者トシテ、均等ナル營業稅ヲ負フノガ穩當デアリ、資本利子稅ノ方ハ又株主、社員ノ處デ、其受クル所ノ配當ガ、其貸金ヲ爲セルヨリ生ズル利子ト同一ニ見ラルヘキ關係ニアルヨリ負フヘキモノデアル。兩者ノ並存ヲ妨ゲナイ。併シ夫ノ銀行ノ貸出ノ如キハ普通一般ノ貸金トハ異リ其カラ生ズル收益ガ營業稅ノ處デ取ラルル以上ハ、重テ資本利子稅ノ處デ取ルノハ不都合デアル。此ハ同一人格者ガ同一課稅物件ニツキニ重ノ同種稅、此場合ニハ收益稅ヲ納ムルニ及バザルノ根據ニヨル。或ハ又貸付資本ニツキ債務者ノ處デ、例之其資本ヲ借入レ使用スル所ノ營業者ノ處デ營業稅ヲ課シ居ル以上ハ、最早債權者ノ處デ資本利子稅ヲ課スルニ及バナイ、之ヲ課スルノハ重復課稅デアルトイフ反對モアルガ、其⁴⁷⁾ハ誤デアル。此ハ重復課稅デハナイ。此場合營業稅ノ處デ其資本ヲ課稅標準トシテモ、其ハ其資本利子ヲ課稅物件トシタノデナク、營業又ハ營業收益ヲ課稅物件トシテ居ル。此稅ト資本利子稅トハ課稅物件ガ異ル。加之主體モ異ルカラ、重復稅トハナラヌ強イテ之ヲ重復課稅トイツタニシテモ、少クトモ避クヘキ性質ノ重復課稅デハナイ。銀行預金ノ如キモノニヨツテ解決セラルル。特段ナル説明ヲ要シナイ。

(註十六) 例之へつけるハ之ヲ以テ近世合理的の收益稅體系中ニ於クル必要ナル一節ト爲ス。⁴⁸⁾しえふれーハ租稅體系上、他ノ收

47) Helferich, a. a. O. S. 319.

48) Heckel, a. a. O. S. 320.

益税ニシテ存スル以上ハ本税ハ絶對ニ要求セラルトイヒ、こんらつぎハ收益税制度ノ完成ノ爲メニ此ガ必要デアルトイヒ
 わくなーモ亦々近頃、收益税體系ガ合理的ニ成形セラルルコトナレルトキニ、此税ヲ設クルコトガ至當トナツタトイヒ、⁵⁰⁾
 更ニ進デ此ニヨツテ初メテ收益税體系ノ必要ナル完全ガ生ズルコトナルトイフ、らうノ如キハ此税ヲ以テしやつつんげん
 (直接税ニ當ル)ノ完全ナル體系中ニ缺クヘカラザルモノトスル。⁵¹⁾

尤モ此資本金子税ヲ獨立税トセズ他ノ税ノ處テラツトイフ考ヘアル。例之ふをん、くらーふえるヘ動産税ヲ設ケテ資本家
 ナモ課税セコトイヒ、ういんたーハ營業税ヲ資本家ニ擴張スヘシトイフテ居ル。⁵²⁾併シ此ハ租税制度トシテ退歩デアツテ、不
 完全タルヲ免レヌ。今日ノ發達セル收益税ノ體系ノ一トシテ獨立税タル資本金子税ヲ設クルノガ勝ツテ居ル。其他ぞーでん
 ハ一般生産物税ニテ貨幣資本ノ利子ヲ適當ニ課税スルヲ得ト信ズルケレトモ、其デハ間接ニシカ税セラレナイ、直接ニ債權
 者ノ處テ利子ヲ課税スルノ適當ナルニ及バナイ。

或ハ一層根本的ニ課税ノ基礎ヲ所有所得等ニ置カナイデ、享樂ニ置キ、此量ニ應スヘキモノトスルコトらずべいるノ如キチ
 學プトスレバ、此税ハ存立ノ餘地ナキコトニナル。⁵³⁾予ハ本来ハムシロ此ニ眞理アルヲ認ムルモノデアルガ、らずべいる觀其
 儘デハ真クナイ。之ヲ改造スルヲ要スル。予ノ解スル所ニ依ルト、所得所有モ亦タ一ノ享樂デ、消費ノミガ享樂デハナイ。唯
 タ享樂ノ烈度ガ概シテ消費ニ於テ前者ヨリモ一層強大ナリトイフヘキデアアル。隨テ享樂本位說カラシテモ解釋ノ仕様ニヨ
 テハ資本金子税ヲ認メシムルコトガ出來ル。唯ダ此說カライフト使用及消費税ヨリモ此種ノモノヲ輕クスルコトガ要求セフ
 ル。

(註一七) 例之えーべるひノ直接税ニ關スル第三第四ノ兩制度ノ如シ⁵⁷⁾

(註一八) らうハ本税ノ主タル理由ハ公正ノ要求デアルトイフ⁵⁸⁾

(註一九) こんらつぎハ株式資本ニモ本税ヲ課スルヤハ、此ガ營業税ニテ既ニ十分課税セラルルヤニ係ルトイヒ、らうモ亦株
 式企業ガ營業税ヲ課セフレザルナラバ、其配當ハ本税ニ屬スルトイフ。⁵⁹⁾孰レモ營業税ニテ課税セラルルバ最早資本金子税ニ
 テ之ヲ課税スルニ及バズトイフノデアアル。

49) Schäffle, a. a. O. S. 193.
 50) Conrad, Grundriss. III Teil. Finanzwissenschaft. 2. Aufl. S. 54-5.
 51) Wagner, a. a. O. S. 530. 52) Wagner, a. a. O. S. 531.
 53) Rau, a. a. O. S. 150. 54) Helferich, a. a. O. S. 293.
 55) Murhard, Theorie und Politik der Besteuerung. S. 415.
 56) Lehr, a. a. O. S. 196-7. 57) Eheberg, a. a. O. S. 204-5.
 58) Rau, a. a. O. S. 150. 59) Conrad, a. a. O. S. 55.
 60) Rau, a. a. O. S. 147.

均シク一方的課税トスル説ノ中ヲモろつしヤ一ハ少シク異ツテ居ル。彼ハ株ノ配當チ利子税ニテ課税スルハ適當デナイ。ム
シロ營業税ニテ總ヘテノ企業ニ課税スルガ其イトイフテ居ル。⁶¹⁾

第三段 資本利子税設定ノ消極的根據

其一 資本利子税ト資本驅逐

資本利子税ノ設定セラルヘキ所以ノモノハ以上ニヨツテ大要、明デアルガ、茲ニ此税ニ對スルノ非難又ハ故障ガアル。更ニ之ヲ一瞥シ批評シ排除シナケレバナラス。⁽⁶¹⁾第一ノ非難ハ此税ガ資本ノ流入ヲ抑エ⁽⁶²⁾及ビ特ニ其流出ヲ進メ、隨テ内國生産ヲ困難ナラシメ更ニ結局ハ財政ヲモ不良トスルトイフノデアル。成程此傾向ハ確ニ認メナケレバナラス。今日ノ如ク國際交通ノ盛ナル時代ニ於テハ、一國ニテ資本ニ税ヲ課スレバ、土地ノ如ク不動ナルモノニ課シタルトハ異ツテ、他ノ無税又ハ輕税ナル國ニ資本ヲ移スコトヲ誘フ。資本ニ愛國心ナシトイヒ、資本主ハ世界ノ民也トイフ資本ノ特徴カラ見テモ、資本ノ可動的ナルコトヨリ見テモ斯クナルヘキデアル。隨テハ又有稅國又ハ重稅國ニハ外資ノ流入ガ困難トイフコトニモナル。⁽⁶²⁾併シ此税ガ課セラレタカラトイフテ、凡ヘテノ資本ガ國外ニ出テ行クモノデハナイ。第一出テ得ナイ性質ノ資本ガアル。例之、財團ヤ公益社團ヤ地方團體ヤ世襲財産ヤ未成年者等ノ資本ハ大抵ハ内國ニ放資セラルル。第二ニハ人ニヨツテハ其資本ヲ外國ニ放下スルノヲ何トナク不安心ニ考ヘル所ヨリ、内國ニ置カウト

61) Roscher, a. a. O. S. 495.

62) Adam Smith, l. c. Bastable, l. c. p. 454. Eheberg, a. a. O. S. 214. Craig, ct. in Murhard, a. a. O. S. 407-8. Fulda, ct. in Murhard, a. a. O. S. 411. Soden, ct. in Murhard, a. a. O. S. 418.

スル。第三ニハ其他ノモノデモ外國ヘノ放資ハ事情ノ不通モアリ、法律慣習ノ相違モアリ又放下ニモ利子收得ニモ不便ガアル所ヨリシテ躊躇スルトイフコトガアル。デ此稅ガ餘リニ高ケレバ知ラヌコト、幸ニ此ガ輕易デアルナラバ、例之、利子ノ百分ノ二位デアルナラバ、元本ニ對シテ見レバ、元本ノ千分ノ一内外ニ當ルコトトナルカラ、此位ノ事デ大シテ資本ノ流出ヲ誘フ程ノコトハアルマイ。⁶³其デモ出テ行クモノガ多少ハアラウガ、之ニ對シテハ初メヨリ其國人ノ外國放資ニモ均シク課稅スルコトニスレバ、相當ニ之ヲ防グコトガ出來ル。⁶³斯クテモ密カニ出テ行クモノガアルカモ知レスガ、相當ニ取締ツタ上ハ、其カラ先キ多少法ヲ潜ルモノノアルノハ已ムヲ得ナイ。又斯クシテ尙ホ且ツ出テ行ツタ資本ニツイテハ、脫法行爲タル點ニ於テ惡ムヘキモノデハアルガ、之ニヨリ内國人ガ收益ヲ擧グル以上ハ、其收益ハ總ガテ内地ニテモ使用サルルノ機會ガアリ、消費稅交通稅其他ノ稅デ、捕捉サルルコトモアツテ、内國財政ニ貢獻シ、又多少ハ内國生産ヲ助クルコトニモナルノ利ガアル。加之其海外放資先ノ國トノ間ニハ自ラ貿易關係モ繁クナリ、其國人ノ往住ニモ便利ガ多ク開ケ、以テ其國ノ國民經濟ノ發達ヲ助クルノミナラズ、戰時トモナレバ其債權ガ軍需品代價支拂ノ方便トシテ緊急ノ國用ニ貢獻スルノ利モアル。之ニツテ心配スル程ノコトハナイ。外國資本ノ流入ヲ阻止スルトイフ點モ、我レニ之ヲ誘フヘキ放資物體ガアルナラバ、右ニイフ如キ元本ニ對スル千分一位ノ負擔ノ爲メニ阻止サルルコトハ大抵ノ場合ニハ

63) Rau, a. a. O. S. 153-4. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 252.

アルマイ。

(註二〇) 普通ノ學者ハ資本ノ國外流出ノ多クナルコトノミ指摘スルガ、獨リくらいハ外國在住者ノ債權ニモ課税スルトスレバ、資本ノ流入ヲ妨グ、隨テ此點ヨリシテモ國力増進ヲ妨グルモノトスル。⁶⁴⁾

(註二一) ふ、おつけハ本税ニシテ輕易デアレバ、資本ナ外國ニ放逐スルコトハアルマイトイフ。彼ハ又別ノ處ニテ、經驗上モ此税ガ資本ノ國外放出ヲ生ズトノ非難ノ實ナキコトヲ認ムルトイフテ居ル。⁶⁶⁾

(註二二) ぶ、あいふ、あゝハ其國人ガ外國ニ放資スルモノニモ課税スルコトニヨツテ、資本流出ヲ喰止ムルコトヲ得ルトイフ。⁶⁸⁾ 匿名政治家ハ各國ノ税法ハ之ヲ內國ノト同一ニ課税セントシツアルトイフ。⁶⁷⁾

其二 資本利子税ト轉嫁關係

第二ノ非難ハ(い)此課税ノ結果、資本利子ヲ高メルコトニナツテ轉嫁ガ行ハレ、^(註二十三) 隨ツテ生産ヲ苦シメ經濟ノ發達ヲ妨グルト同時ニ、負債者タル弱者ヲ苦シメテ社會上不良ナル影響ヲモ生ズル。特ニ間接徵收法ヲ探リ、債務者カラ取立ツルコトトスレバ、此弊ガ一層著シクナル。若又此轉嫁ガ行ハレナイトスレバ債權者ガ此税ヲ擔フコトトナルガ、其レデハ弱キ種類ノ債權者ヲ苦シムルトイフ非難ガアル。^(註二十四) 而シテ由來此税ガ資本利子ヲ高ムル經過ニツイテハ二ノ方法ガ示サレテ居ル。一ハ之ニヨリ資本ノ供給ヲ減少スルコトデ、他ハ資本ノ需要ヲ増加スルコトデアル。前者ハ更ニ租税ヲダケ資本ノ集積ヲ困難ニスルコトト、^(註二十五) 資本家ガ本税ヲ脱センガ爲メニ資本ヲ他ノ方面ニ用ユルヨリシテ、資本市場ニ於ケル資本ノ供給ヲ減少スルコトト^(註二十六) ヨリ

64) ct. in Murhard, a. a. O. S. 409. 65) Vocke, Ueber Kapitalrentenbesteuerung, in Z. f. g. Stw. 24 Bd. S. 49. 66) Vocke, Grundzüge der Finanzwissenschaft. S. 333. 67) Pfeiffer, a. a. O. S. 233. 68) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 252.

説明セラレ、此ノ第二ノ點ハ詳シクイフト、資本ガ此税ヲ避クル爲メニ外國ニ出テ行クモノヲ生ズルノト、資本家ガ之ヲ以テ自ラ土地家屋等ヲ買收シ所有スルコトトナルノト、更ニハ資本主ガ自ラ之ヲ以テ營業ニ從事スルコトトナルノトノ三ノ方法ニヨリテ行ハルルトイフノデアル。資本ノ需要ヲ増加スルトイフノハ論者カライフト、資本利子税ガ課セラルルダケ他ノ税ガ輕クナツテ、例之營業税等ガ輕クナツテ、營業者即チ債務者ニ餘裕ガ出來ルカラ、彼ハ其丈ケ事業ヲ擴張シヤウトシ、隨テ資本ノ需要ノ増加ヲ生ズルトイフノデアル。(る)成程此税ガ行ハルルト、其丈ケ資本ノ集積カ少クナルノハ争ハレナイ。併シ此ガ利子ニ影響スルガ如ク資本ノ供給ヲ減少スルトイフノハ、此税ガ創定セラレタ當時ノ事デ、此税ガ年々繰返サルルコトトナレバ、年々略ホ同一ノ割合ニテ税トシテ取去ラレ行クカラ、資本ノ需供關係ニ變動ヲ與フルコトハナイ。隨テ之ガ爲メニ利子ガ高クナルニハ至ラス。此税創定ノ時ニハ多少影響スルデアラウガ、若モ此税ガ輕キコトガ出來レバ、例之前ニモイフ如ク元本ノ千分一ヲ取去ルコトガ幾許資本ノ供給ヲ減少スルヤ、新資本タルヘキ利子ノ百分二ノ減少ガ何程ノ資本供給減ヲ生ズルヤハイフニ足ラナイ位デアラウ。其カラ此税ニヨリ資本ガ外國ニ出テ行ク危険ノ大シタモノデナイコトハ前述ノ如クデアリ、資本主ガ之ヲ以テ土地家屋等ヲ買收シ所有スルコトトナル場合ニハ、其賣手ガ此資本主カラ代金ヲ受取ツテ新ナル資本主トナリ、此資本ヲ以テ更ニ放資シヤウトイフコトトナルカラ、資本ノ社會ニ於

クル供給ハ減少スルコトニナラナイ。資本主カ自ラ營業ヲ營ムトイフコトモ、彼ガ然ラザレバ彼
 カラ資本ヲ借入レテ營業シタル者ニ代ツテ營業スルソニ過ギナイカラ、矢張り資本ノ需要ト相對
 シテハ資本ノ供給ヲ減少スルコトニハナラナイ。⁷⁰⁾ 又若シ此資本主カ從來ノ營業ノ規模以上ニ或事
 業ヲ營ムコトトナレバ、其產物又ハ商品ニツキ供給過剩、價格下落ヲ生スルコトニナルカラ、其
 ハ敢テシナイデアラウシ、否ナ初メヨリ此資本主カ其營業ニツキテノ人的能力ヲ備ヘ居ルヤニモ
 疑ガアル。⁷¹⁾ 加之所詮資本主ハ何レノ方面ニ資本ヲ向ケテモ課稅セラルルカラ、課稅ヲ脱スル目的
 ハ之ニヨツテ到達スルヲ得ナイ。⁷²⁾ 外國ニ放資シテモ、土地家屋所有ニ行ツテモ、將タ營業ニ向ツテ
 モ之ガ出來ナイ。デ債務者ガ資本主ヲ要スルト均シク、資本家ガ債務者ヲ要スルトモイフコトガ
 出來。⁷³⁾ 資本主ガ債務者ニ向テ稅ダケ利子ヲ高クスルコトヲ承諾シナケレバ、解約スルナドツイツ
 テ、利子ノ引上ヲ計ルコトハ必スシモ出來ナイ。又夫ノ資本需要ノ増加ヲ豫期スル論ニ對シテハ、
 第一ニ資本利子稅ガ課セラルルコトトナツテモ、他ノ稅ガ輕クナルトハ必スシモイヘナイシ、
 又假令此ガ輕クナツタニシテモ、其レダケ營業者カ事業ヲ擴張スルトハ必スシモイヘナイ。其事
 業ノ擴張ト否トハ其事業ノ供スル物ノ需要ニ係ルノデ、必スシモ此場合此ガ増加スルトイヘナイ
 カラ、其事業ノ擴張隨テ資本需要ノ増加ヲ生ズルトハイヘナイ。⁷⁴⁾ 假令又其事業ヲ擴張スルニシテ
 モ、其ハ課稅ノ輕減ノ爲メニ生シタル餘裕タケデ、其以上ニ事業ヲ擴張スルコトハ先ツ以テ躊躇

69) Rau, a. a. O. S. 153. 70) Rau, a. a. O. 152-3 Staatsmann a. D., a. a. O. 24 S. 252. 71) Vocke, Ueber Kapitalrentenbesteuerung., in Z. f. g. Stw. Bd. S. 50. 72) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 252. 73) Vocke, ebenda. S. 50. 74) Rau, a. a. O. S. 157. 75) Rau, ebenda.

スル所デアラウ。又夫ノ餘裕ヲ生ジタル場合ニ、之ヲ以テ更ナル事業擴張ニ充ツルヨリハ、舊來ノ借金ヲ返濟スルコトナリ、却ツテ資本ノ需要ノ減少ヲ生ズルコトトモナリ得ル⁷⁶⁾。デアルカラ夫ノ非難ハ孰レモ重キヲ成スニ足ラナイ。幸ニシテ此税ガ輕易デアルコトガ出來、例之百分ノ二位デアリ、且ツ凡ヘテノ資本ニ一般的ニ行ハルルナラバ、轉嫁ノ行ハルルコトハ殆トイフニ足ラヌ程デアラウ。^(註三七) 一般的デアレバ税ヲ脱ルルコトガ困難デアリ、輕易デアレバ、日常ノ生活ニ於ケル利子ノ上下ハ千分ノ一ヨリハ大ナル所で行ハルルカラ、此位ノ課税デ利子ノ上ボツタリスルコトハナカラウ。⁷⁷⁾ 從來ノ實例モ亦此ニ於テ影響ノ殆ンド之ナキコトヲ示ス。^(註三八) 間接徵收法ヲ探レバ債務者カ其税ダケ高キ利子ヲ拂ハサルルコトトナル傾ガ大イトイフガ、此モ多少ハ認メナケレバナラヌケレトモ、其ハ畢竟スルニ資本ノ需要供給關係ニヨルノデ、此關係ニシテ變更ナシト假定シ、而シテ債務者ニ其ノ債權者ニ向ツテ利子ヲ支拂フニ際シテ其税ダケヲ引去ルノ權利ヲ與フルナレバ、^(註三九) 其税ガ債務者ノ負擔トナルコトハ少イコトデアラウ。若夫レ債務者ヘシテ轉嫁行ハレズシテ弱キ債權者ノ困ル非難ニツイテハ、税法ノ定メ様ニヨリテハ一定ノ條件ノモ、⁷⁸⁾ ノヲ免稅スルコトモ出來、或ハ減稅スルコトモ出來ルカラ、此非難ヲ避クルコトガ出來ル。但シ輕易ナル税デアルナラバ、收益税ノ性質カライフテモ、此斟酌ハ無用デアラウ。

(註三三)⁷⁸⁾

にっちハ此税ノ轉嫁スルト否トハ舊取引ニ關スルヤ新取引ニ關スルヤニヨツテ異ル。舊取引ニアツテハ資本家ガ

76) Rau, ebenda Staatsmann a. D., a. a. O. S. 253. 77) Vocke, Ueber Kapitalrentenbesteuerung, in a. a. O. S. 51. 78) Biersack, Ueber Besteuerung, ihre Grundsätze und ihre Ausführung, S. 117. Roscher, a. a. O. S. 493. Schäffle, a. a. O. S. 193. Ekeberg, a. a. O. S. 246. Helferich, a. a. O. S. 327.

此税ヲ債務者ニ轉嫁スルコトハ出來ナイ。新取引ニツイテハ此税ガ屢々債務者ニ轉嫁セララルコトガ出來ルトイフ。⁷⁹⁾

(註二四) ふるだが此點ニ注意シテ居ル。曰ク、此税ガ僅小ナル貯蓄資本ノ利子ニテ生活スル貧者、老者、弱者ヲ壓迫スル⁸⁰⁾

(註二五) 此點ハべるぎうすノ特ニ注意スル所デアル。彼ハ曰ク、資本集積困難ニヨリテ必然勞働者又ハ地主ノ損失ヲ生ズル。即チ此場合人口ガ舊來ノ如ク増加スレバ、勞働者ガ困マル。人口ガ舊來ノ如ク増加セザレバ、土地耕作ノ進歩ガ妨ゲラレ、地主ガ然ラザレハ有ツベキ地代ノ増加ヲ失フコトナルト。⁸¹⁾

えーべるひノ如キハ轉嫁ト離レテ特ニ此税ガ資本ノ成形ヲ困難トスル弊ヲ擧ケテ居ル。併シ此事ハ凡ヘテノ租税ニ共通デア⁸²⁾

ルカラ、特ニ擧示スル程ノ値ハナイ。特ニ又資本利子税ニシテ大シテ重クナイ以上ハ其影響タル微小ナモノデ、本税ガ別ニ重要ナル設定理由ヲモツ以上ハ、之アルガ故ニ本税ヲ止メルニハ及バナシ。

(註二六) らうハ本問題ニツキ專ラ之ヲ擧ケテ批評シテ居ル。⁸³⁾

(註二七) ばすてーぶるハ利子税ニシテ完全ニ且ツ包括的デアルナラバ負擔ガ債權者ニ歸スルガ、部分的利子税デアルト一部債務者ニ歸スルコトナルトイフ。しえふれーモ亦曰ク、資本ノ凡ヘテノ放棄種類ガ平等ニ課税サルルナラバ、小ナル度ニ於テノミ轉嫁が行ハルト。⁸⁴⁾ へるふえりつひハ此税ガ輕ケレバ、心配スル程ノコトハナイトイフテ居ル。⁸⁵⁾

(註二八) ふなつげハ由來上記ノ如キ非難ハアルガ、經驗上其實ナシトイヒ、⁸⁶⁾ 又他ノ處ニテ、英國、中獨諸邦ノ實例モ亦其格別ノ影響ナキコトヲ示ストイフ。⁸⁷⁾ へるふえりつひモ亦々々々てんべるひニ於ケル本税ノ採用ノ際ニモ別ニ利子ノ上騰ヲ認メナカツトイフテ居ル。⁸⁸⁾

(註二九) 尤モくらいんうえひてるハ、假令債務者ニ利子カラ本税ヲ差引ク權利ヲ與ヘテモ、彼ハ場合ニヨリ之ヲ使用スルコトハ出來ナイ。何トナレバ債權者ガ之ヲ好マナケレバ、債務者ニ貸付解約ヲ以テ贖カスコトナリ、債務者ガ之ヲ返ス能ハザル場合ニハ、債務者ガ此税ヲ自ラ擔フノ外ナキコトナルカラデアアル。又法律ガ債務者ニ租税引去ノ權ヲ與エナイデモ利子ガ下リツツアツテ、債務者ガ債權者ニ對シ、利子ノ引下カ、然ラザレバ貸金ノ返還ヲ迫マリ得ルガ、而モ當時債權

79) Nitti, l. c. p. 461-2.
80) Beigius, a. a. O. S. 266.
81) Rau, a. a. O. S. 152.
82) Bastable, l. c. p. 454.
83) Helferich, a. a. O. S. 323.
84) Vocke, Ueber Kapitalrentenbesteuerung, in a. a. O. S. 50.
85) Helferich, a. a. O. S. 326.
86) ct. in Murhard, a. a. O. S. 411.
87) Eheberg, a. a. O. S. 246.
88) Leroy-Beaulieu, l. c. p. 421.
89) Schäffle, a. a. O. S. 197.
90) Vocke, Finanzwissenschaft. S. 333.

者ガ其金ヲ他ニ、ヨリ高キ利子ニテ放資スル機會ヲ有セナイトキハ、債權者ハ之ガ差引ヲ同意スルノ外ハナイ。トイフガ、他ノ事情同一トスレバ、此租税控除ノ權利ノ與エラレル方ガ此ナキ場合ヨリモ債務者負擔ノ機會ハ少イト見ルヘキモノデアル。

其三 資本利子税ト收税困難

資本利子税ニ對スル第三ノ非難ハ(一)課税物件ノ捕捉ガ困難デアリ、容易ニ物件ガ隱匿サレ、脱税ガ多ク生ジテ不公平ナル結果ヲモ見ルトイフ點デアル。而シテ其ノ然ル所以ノモノハ貸付資本ガ土地家屋營業トハ異リ、人ノ目ニ留ラヌ處ニ非公示的ナル人々關係トシテ存シ得ルモノナルト、此ガ確定不動テナク、時間的、ニモ場所的、ニモ動搖シテ行クモノナルトニ因ルノデアル。(92) (二)併シスノ如キ資本トテモ特ニ公債、社債、株券、抵當貸金等ハ有形的公示的ナル根據ヲ有スルカラ、隱匿モ出來ナイシ、普通ノ貸借關係ノ如キハ公示的デハナイニセヨ、全クノ一家内限ノコトデハナク、外ノ人トノ關係デアルカラ、全然隱匿スルコトハ出來ナイ。法律上ノ制裁、ダニ適當ニ加ヘラレバ相當ニ申告サルコトトナルデアラウ。此申告ニ委員會ノ審査ガ加ハリ、而モ此ノ如キモノニ於テ稍々長キ間經驗ヲ積ミ訓練ヲ重ヌレバ大抵ハ明カニセラルルデアラウ。(93) 本税ノ申告ニ制裁ヲ附スルトシテモ、其ハ罰金科料ニ止ムヘキモノデアアル。申告ノ外登録ヲ定ムルコトモ出來ルガ、短期ノ商取引ニ關スルモノノ如キニハ煩ニ堪エナイ。又此申告又ハ登録ニ訴訟上ノ效果ヲ與フルコトモ(94) 結果ハ法律上ノ安全ヲ傷フ故ニ探ルヘキデハナイ。サウシナクトモ申告ト審査トデ慣ルルトキハ甚シク脱税ナキコトヲ得ルデアラウ。又資本カ時間的及場處的ニ動搖シテ

91) Kleinwächter, a. a. O. S. 548.

92) Adam Smith, l. c. Rau, a. a. O. S. 160. Umpfenbach, a. a. O. S. 255. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 254. Vocke, Ueber Kapitalrentenbesteuerung, in a. a. O. S. 48. Roscher, a. a. O. S. 49. Eheberg, a. a. O. S. 246. Itckel, a. a. O. S. 320. Fulda, ct. in Murhard, a. a. O. S. 411. Pfeiffer, a. a. O. S. 233. Schaffle, a. a. O. S. 193. Bastable, l. c. p. 454.

93) Adam Smith l. c.

94) Adam Smith, l. c. Pfeiffer, a. a. O. S. 233. Eheberg, a. a. O. S. 246.

モ、或特定ノ時ニ於ケル状態ニヨリ申告サルルコトトナレバ、其カラ多少ノ移動ガアツテモ、其處マデハ一々追及スルニ及バナイ。其ニヨリ多少ノ脱税ヲ伴ツテモ、此種ノコトハ多クノ税ニ多少ハアル。脱税々々トイフガ、多少ハ何ノ税ニモアルカラ、之アルガ故ニ本税ヲ採ラヌトイフハ過ギテ居ル。

(註三〇) けいにつひハ申告ヲ以テ近世立法ノ絶對ノ要求、眞ノ教育手段、必要ナル收税補助手段トイフテ居ル。⁹⁵⁾

(註三一) えーべるひハ曰ク、債權ノ訴訟ヲ申告ニ係ラシムルコトハ權利保全ノ點カラ勸メラレナイ。⁹⁷⁾

ふちげハ曰ク、凡ヘテノ債權ヲ登録サスルコトハ餘リニ多ク債權者ニ負擔ヲ課スルモノデ、應ガテハ債務者ニモ不利ナル影響ヲ與フルコトニナルト。ふちいふる一ハ登録ヲ強制シ、之ヲ其權利ノ訴訟ノ條件トスルコトハ實行困難デアル。特ニ短期ノモノニモ之ヲ強制スルト、商業交通ヲ妨グルコトトナル。短期ノナ除外スルコトトナレバ、凡ヘテノ貸付ヲ短期トシ、更改スルコトニヨリ脱税が容易ニ行ハルルコトトナルトイフ。¹⁰⁰⁾ うんぶえんばつはモ略ホ同様ノコトトイフ。¹⁰¹⁾ 又他ノ觀察點カラ脱税クモアル。例之ろつしあ一ハ登録強制ハ自然西國貸付ノミニ行ハルルコトトナリ、隨テ内國ノ資本需要者チ外國ノニ比シテ不利トスルコトトナルトイフ。¹⁰²⁾ へつけるモ亦同様ノコトトイフ。¹⁰³⁾

(は)以上ノ諸非難ト關聯シテハ本税ヲ間接直接何レノ徴收法ニヨリ徴收スルカトノ問題ガアル。

此方法如何ニヨリ本税其モノノ價值ニモ關係スルガ、上來説ク所ニコツテモ多少明ナル通り、直接法ノ方ヲ選ブベシトスル。其理由ハ要スルニ(1)課税物件ノ捕捉上、債務者ノ方ガ其負擔事情ノ世ニ知ラルルコトヲ憚ル傾強ク、隨テ彼ヲシテ申告サシテ居テハ脱税ヲ多カラシムル恐アルコト(2)債務者ヨリ取ル方法ニテハ外國放資ヲ知ルコト困難デ、之ヲ漏ラスコトトナリ、此ノ如キモノヲ多カラシメル恐アルコト、(3)轉嫁關係カライフモ、資本ノ需要供給ノ實情ニモヨツテ異ルガ、

95) Heckel, a. a. O. S. 318. Vocke, Ueber Kapitalrentenbesteuerung, in a. a. O. S. 55-6.
 96) Koenig, Die Meldung bei der Veranlagung der persönlichen Steuern, in Finanz Archiv, II. S. 53.
 97) Eheberg, a. a. O. S. 249.
 98) Vocke, Ueber Kapitalrentenbesteuerung, in a. a. O. S. 55.
 99) Pfeiffer, a. a. O. S. 239.
 100) Pfeiffer, a. a. O. S. 240.
 101) Umpfenbach, a. a. O. S. 255-6.
 102) Roscher, a. a. O. S. 493-4.
 103) Heckel, a. a. O. S. 318.

概シテイヘバ債務者ハ債權者ヨリモ比較的弱者デ、債務者ノ處デ取ル税ハ勢ヒ債權者ニ移サレズ、債務者自身ノ負擔ニ歸スル傾アルコトデル。¹⁰⁴⁾ 此外間接法ニヨツテハ適當ナル累進率ヲ行ノコトガ出來ナイトイフ不便ガアルトイフガ、¹⁰⁵⁾ 資本利子税ガ收益税デアル以上ハ必ズシモ累進トスルニ及バナイカラ、此點ハ論外ニ措イテモ良イ。

結 論

要スルニ資本利子税ハ比較的新シキ收益税デ、近世經濟組織ノ發達ト共ニ成育シツツアツテ、其收入益々増進ノ勢ヲ有シ、經濟上ノ狀態ニ適合シ、財政上ノ必要ニ應ジ、而チ收益税體系ニハ缺クヘカラザル一節デアツテ、其ノ之ニ對シテ爲サレタル捕捉ノ困難トカ、資本驅逐ノ弊トカ、轉嫁ヲ生シテ生産ヲ苦シメ下層弱者ヲ苦シムルトイフガ如キ非難ハ、孰レモ多少ノ故障トハ認メラルルガ、本税ヲ根本的ニ阻止スルニハ足ラナイ。本税ニハ斯ノ如キ缺點モアルカラ、絕對ニ良税トハイヒ難イガ、然リトテ排斥シ去ルニ、及バナイ。ムシロ之ヲ設定スルヲ勸ムヘシトスル。^(註三十二) 收益税體係ヲ有シツツ本税ヲ缺ク所ノ日本、而シテ經濟社會ハ益々進展シテ資本力絶大トナラントシツツアル日本、財政上益々新財源ヲ而モ増進ノ勢ヲモチ確實ノ基礎ヲ有スル財源ヲ必要トシツツアル日本ニ於テハ當サニ本税設定ノ氣運ニ向ツテ居ル、トイフテ妨ゲアルマイ。

(註三十二)

ふなつけハ曰ク、此税ニハ缺點ハアルガ、之ヲ設ケザルヨリハ、設ケル方が一層良イト。¹⁰⁶⁾

104) Eheberg, a. a. O. S. 248. Heckel, a. a. O. S. 319.

105) Eheberg, a. a. O. S. 248.

106) Vocke, Abgaben, Auflagen und die Steuer. S. 454-5.